

消防予第257号  
平成20年10月7日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

### 個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について

標記の件については、平成20年10月1日付け消防予第255号により個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底をお願いしたところですが、今後、類似の火災の発生を防止するため、個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底を下記により早急に進めるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 夜間における応急体制の確保

深夜から早朝にかけて営業を行う個室ビデオ店等にあつては、火災時の避難誘導、通報、初期消火等に必要な体制を確保するとともに、避難訓練を実施すること。この場合において、改正令附則第2条第2項の適用により自動火災報知設備が設置されていないものにあつては、当面の安全管理上の対応として、次の措置を講ずるよう指導すること。

- (1) 避難誘導、通報、初期消火等に係る十分な人員を確保すること。
- (2) 避難口に至る経路が複雑で、見通しの悪い場合には、誘導灯に加え、例えば高輝度蓄光式誘導標識等により避難経路の表示を補完すること。

#### 2 火災の早期覚知・伝達手段の確保

##### (1) 自動火災報知設備の設置

消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号。以下「改正令」という。）が10月1日付けで施行され、すべての個室ビデオ店等に自動火災報知設備

の設置が義務づけられていることを踏まえ、早期の設置を促進すること。

(2) 火災の警戒体制の確保

従業員の巡回、防犯カメラの監視等により火災の警戒を行うこと。この場合において、火の不始末や放火に十分留意すること。

3 避難上必要な施設等の適切な管理

(1) 廊下、階段、避難口など避難経路において、避難の支障となる物件が存置されていないこと。

(2) 防火戸の閉鎖の支障となる物件が存置されていないこと。